

役員_の報酬等に関する規程

令和2年7月

公益社団法人あおもり農林業支援センター

公益社団法人あおもり農林業支援センター役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人あおもり農林業支援センターの役員（以下「役員」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤の役員 報酬、期末手当、退職手当

(2) 非常勤の役員 報酬

2 常勤の役員に対する退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任した者に限り、支給する。ただし、県又は公社等を退職した者で、常勤の役員に選任された者に対しては、支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬 別表第1に定める額

(2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額

(3) 退職手当 別表第3に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会及び社員総会への出席1回につき9,300円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月21日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）

(2) 賞与 毎年6月及び12月

(3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により常勤の役員を退任した後2か月以内

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会及び社員総会に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあつては、その遺族。以下同じ。）に支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 非常勤の役員が理事会及び社員総会に出席するため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給するものとする。

(補足)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日までの間の報酬月額は、別表第1中「390,600円」とあるのは、「378,882円」と読み替える。また、この間の賞与の額の算出基礎となる報酬の月額は、減額前の報酬の月額をその基礎とする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日までの間の報酬月額は、別表第1中「390,600円」とあるのは、「371,305円」と読み替える。また、この間の賞与の額の算出基礎となる報酬の月額は、減額前の報酬の月額をその基礎とする。
- 3 第2条第2項ただし書きの規定は、平成25年4月1日の前に常勤の役員に選任された者については、適用しない。
- 4 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の報酬月額は、附則第2項の規定にかかわらず、別表第1中「390,600円」とあるのは、「371,305円を超えない範囲で理事会が別に定める額」と読み替える。また、この間の賞与の額の算出基礎となる報酬の月額は、減額前の報酬の月額をその基礎とする。
- 5 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の賞与は、別表第2の算出算式に基づいて算出される額から当該金額に100分の7.18を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成26年6月26日から施行し、同年4月1日以降の報酬に適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月29日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役 職 名	報 酬 の 額
理 事 長	月額 434,000 円

別表第2（第3条関係）

6月、12月の賞与：報酬の月額×期別支給割合×在職期間別割合
期別支給割合及び在職期間別割合は職員の期末手当と同様とする。

別表第3（第3条関係）

報酬の月額×在職年数

在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満の場合には、これを1年とする。